

# ウェーバーの都市論と近年のドイツ中世都市論

相澤 隆

## はじめに

近年のヨーロッパ中世都市史研究の特色の一つに、都市の自治や自由の問題にもう一度光を当て、そのもっていた意義を問い返そうという動向がある。共同体形成の運動（コムニオン運動）が、どのような環境の下で行われたか、都市の自治や自由を当時の人々がどのように理解したか、中世末期において都市の自由と自治が危機的状況に陥ったとき、都市市民はどのように困難を克服しようとしたか、さらには近代において中世都市の自治はどのように受け止められ、近代の諸制度の発展にどのような影響を与えたかといった諸点である。

こうした研究史の文脈にマックス・ウェーバーの都市論に関する近年の都市史研究の関心を位置付けることが可能であろう。本稿ではまずウェーバーの都市論をとくに中世都市に関する議論に焦点を当ててまとめる。その過程で近年論じられているウェーバーの都市論の問題点についても言及するつもりである。次にそれが戦後の中世都市史研究、とりわけ自治都市論と封建都市論をめぐる対立の構図の中で意味するものを明らかにしたい。

## I

ウェーバーの都市論を考察するに当たって、まず彼の都市論が、死後に編集出版された浩瀚な遺稿「経済と社会」の中でどのような位置を占めているかをみておきたい<sup>1)</sup>。ウェーバーの「経済と社会」は二部構成になっており、第一部は「社会学のカテゴリー論」という表題の元に考察にもちいる基本概念を綿密な議論をもとに造形する。第二部「経済と社会的諸秩序と社会的諸勢力」ではこれらの概念をもちいたヨーロッパ社会の歴史的考察が展開される。第一部、第二部の密接な関係はとりわけ「支配」の形式をめぐる議論において顕著に現れる。第一部の第三章は「支配の諸類型」という表題のもとに「合法的支配」「伝統的支配」「カリスマ的支配」の三つの支配類型を抽出する。そして第二部で大きな割合を占める第九章「支配の社会学」で、これらの支配類型がヨーロッパ

社会の中で具体的にどのような形態をとったのかが論じられるのである<sup>2)</sup>。

ところで、上でみた三つの支配類型は、「正当的支配」という括りのもとに区分される類型であり、そのどれもが支配の正当性を根拠づけるものとして取り上げられる。これらの類型の具体的な発現形態である「官僚制」「家父長制」「封建制」「家産制」などが第九章の第三節から第七節までを占める。これに対して第八節で論じられるのが「非正当的支配」である。実はウェーバーの都市論は、この節において展開される予定だったのである。「非正当的支配」の項目の中で西洋都市を論じることについては、以前から疑問の声が上がっていたが、近年でも、シュライアーが、都市の統治形態は非正当的支配ではなく、別の形態の正当的支配を確立したのものなのではないか。他方都市の統治形態を非正当的支配に付属させるのは、従来の伝統的統治に対する革命性をあまりに誇張しているのではないかと批判している<sup>3)</sup>。ただしこれに対しては、シュライナーは別の正当的支配の形態として「民主的正当性」を提起しているが、ウェーバー自身もこれを新しい支配の形態として構想しており、ただ病気と死によってこの構想を深めることができなかつたのであると指摘されている<sup>4)</sup>。また都市のコミュン運動の革命性をあまりに強調しすぎているのではないかという批判はシュライナー以前にもしばしば唱えられてきた。現象的には都市領主による特権としての承認というかたちで都市自治が認められたのはたしかである。しかし理念的にとらえれば、まさしくそれまでの領主支配とは鋭く対立する支配形態が初めて形成されたといえるのであって、従来の支配類型の立場からは「非正当的」と呼びうるような衝撃的な現象であったことは疑いない。ウェーバーの議論は都市のコミュン運動と自治形成の歴史的意義を確認するために、あえて「非正当的支配」の項で中世都市を扱ったのだと考えることができよう。

次にウェーバーの都市論の考察に移ろう。

まずウェーバーの都市論を特徴づけるものとして二元論的な発想によって都市類型の区別を推し進めていく点がある。彼はまず西洋の都市の主要な属性が東洋の都市に欠如しているとみなして、西洋の都市と東洋の都市を異なる二つの都市類型として峻別する。西洋の都市には団体としての性格があり、また市民が身分的資格として形成された。完全に発展した都市は兄弟盟約を通じて根拠づけられる団体であった。

これに対して東洋の都市では団体としての性格も、農村民と区別される市民という概念も知らなかつた。都市では門閥のジッペや時には職業団体が団体行為の担い手だったが、市民自体が担い手になることはなかつた。西洋では単一の市民身分が都市を構成したが、東洋の都市ではさまざまな身分の併存がみられ、一つにまとまることはなかつた。東洋の都市では呪術的・アニミズム的ジッペやカーストの存在が都市住民の市民団体への結集を阻んだとウェーバーは考えた。

東洋の都市と西洋の都市をこのように区別する点が、ウェーバーの都市論に対する批判がもっとも集中するところである。区別するために彼がもちいた東洋の都市のサン

ルがきわめて限られたものであること、東洋の都市のなかにも当然大きな差異があり、支配者の君臨する都市と、単に租税徴収のみに支配者が関心をもち、それ以外に都市に介入しなかった都市では、都市の政治や社会構造に大きな差異が生じることも彼の議論においては無視されてしまう。ただ20世紀初頭という時期において彼がもちいることができたオリエントの都市史研究のデータがきわめて乏しいものであったことは、酌量する必要がある。実際ウェーバー自身もこの部分での議論が深みがないことは自覚しており、いわば当座の試論として、それ以後の研究の進展がこれを乗り越えてくれることを願っていたことが近年の研究で指摘されている。

ウェーバーは西洋の都市と東洋の都市を区別した後、今度は西洋の都市に考察を集中する。そしてまず古典古代の都市と中世都市を対置する。古典古代の都市ではもともと都市外に居住した貴族が都市に定住するようになるが、この傾向は後に見る中世イタリア都市の場合よりもずっと顕著だった。これらの貴族は都市で兄弟盟約を通じて一つの祭祀共同体に結集したが、平民はこの共同体から排除された。ここに集った諸門閥の名望家がまず都市を支配した。しかし都市の民衆（デーモスとプレーブス）がしだいに力をつけ、領域を単位とし、法人格をもった団体を形成して、軍事や氏族を基盤とした門閥の盟約団体にとって代わった。ただしこうした発展がみられる民主制期においても、都市はツンフトではなく、農村に居住し、農村地域を区分して作られた個々の地域団体を代表する人々が政治権力を握った。ここには奴隷所有が完全市民の生活要件の一つであり、奴隷の労働が自由人の労働と併存したことがツンフトの発展の可能性を摘み取った。市民的大企業家や手工業者は古代の市民団では決定的な力はず、古代の民主制で重要な役割を演じたのは土地と人間（奴隷）の所有であった。

これに対して中世においては民族移動以降の社会的流動性が氏族の絆を解体し、都市の団体形成は呪術的・宗教的制約によって阻止されなかった、上級権力が合理的行政の形態をもたなかったことなどを、ウェーバーは都市の共同体形成を促した要因として列挙している。この市民団体は領主の権力に対抗して相互に兄弟盟約を結ぶことによって「非正當的に」成立した。中世においては、団体形成の初期には門閥が権力を握っていたが、民主制を担ったのは最初から（古代の戦士・農民層とは違って）工業従事者であり、都市政策は工業政策的関心からなされた。奴隷は都市において経済的役割を減らしていき、ついには消滅した。都市に居住する非自由民に対する領主の諸権利も粉砕され、都市内部では身分的相違が消滅して、共通する身分的特性をもった都市市民が成立した。

以上のようなウェーバーによる古典古代都市と中世都市の対比には、近年の都市史研究の成果からみれば異論の余地が多く存在するだろう。それらの異論は最終的には、中世都市と古代都市とがあまりに対蹠的に捉えられているのではないかという批判に集約されるだろう。ツンフトなどの職業団体はけっしてどこでも存在したわけでも民主制の担い手として活動できたわけではない。他方門閥は都市統治での影響力が減少した場合で

も、優越的な立場を放棄しなかったこと、門閥の支配がかえって強化されるに至った都市も例外ではなかったことなどは近年の都市史研究が明らかにしたところである。中世都市の民主制についても多くの例外的現象があったことは、近年の社会史研究が説得的に主張していることである。それでもウェーバーが示した都市史の方向付けはけっして完全に克服されたものではないし、シュルツなどが主張する近年の市民成立論は、ウェーバーの議論の有効性を裏打ちするものである<sup>5)</sup>。

最後の二項対立としてウェーバーは中世都市の中でもイタリアを中心とする南欧都市とアルプス以北の都市を比較する。

南欧都市では封建貴族も都市に定住し、他方で古代同様彼らは都市外に城塞や農村所領を有していた。初期中世には都市は氏族を構成する貴族の連合体という性格をもつが、キリスト教における典礼的排他性の除去の結果として、氏族相互の、そして氏族外に対する宗教的排他性は消滅した。これによりジッペをもたない平民の典礼上の(貴族との)同格性が確保された。イタリアの都市制度は貴族を中心とする宣誓共同体によって成立した。ヴェネチアでは都市貴族が支配権を永続的に独占したが、他のコムネでは貴族相互の闘争と不信が市政を混乱させたため、外から雇い入れたポデスタに行政を委ねる制度を導入した。門閥による支配は、企業家と手工業者からなる革命的政治団体、ポポロによって打破されたが、門閥の勢力は排除されず、ポポロの上層と融合して都市支配に関与した。ポポロの発展の最終段階において独特の都市僭主制(シニョリーア制)が成立した。

これに対してアルプス以北の都市でははじめから都市内部で宗教的排他性が弱く、やがてジッペは完全に消失した。ジッペに変わって成員への保護機能を果たす役割を保護ギルドが担ったが、コムニオン運動のなかで展開された兄弟盟約は保護ギルドに依拠して発展した。この運動により各地に都市共同体が成立し、自治制度としての参事会制度が発展した。参事会参加資格は徐々に限定されたが、おもにツンフトに依拠し、新たな富を獲得し、教養を高めた階層が革命の機会を求め、都市統治への参加に成功した。アルプス以北では都市と農村が分離し、市外に住む貴族と市民との身分的繋がりが断ち切られた。商工業を担う市民が都市の統治と都市政策を主導した。

このウェーバーによる対比に対しても、近年の研究成果をもとに批判しうる余地は数多く存在する。あくまでも理念型による対比であるとしても、この対比からこぼれ落ちる類例が余りに多いのは、百年前と現在との都市史研究上の相違を考えれば、やむを得ないことと言えるだろう。ただこの場合でもウェーバーの議論の中から現代でも参考になりそうな指摘をくみ取ることは可能であろう。たとえば中世都市の形成に対してキリスト教教会の果たした役割は、現在までさまざまな視角から明らかにされているが、農村社会には呪術的・血縁的・民族的・宗教的排他性が濃密に残っていたのに対して、教義上典礼上の非排他性のおかげで都市では住民の宗教上典礼上の同格性が確保されたこ

とは、教会とキリスト教が都市に及ぼした好影響の一つとして考究するに値いしよう。この面で開放的で平等な都市社会が成立しつつあったことは、自由な市民身分の成立や宣誓共同体を通じたコミュニオン運動の展開にきわめて有利な環境を作り出したと言えるからである。

また、盟約運動が保護ギルドに依拠して展開されたという議論も傾聴に値いする。これに関して想起されるのは、コミュニオン運動が商人ギルドから発展したというプラニーツの主張が、エネンなどの研究者から属人的なギルドと属地的性格をもつ都市共同体は別個の性格のものだという批判にあい、プラニーツの戦後の概説的な都市史記述においては上述の自説が後退したという経緯である<sup>6)</sup>。その後中世初期の保護ギルドについてはさまざまな研究成果が出ているが、血縁やジッペに代わる保護機能を与えたギルドが、故郷から切り離された雑多な出自の人々が集まる都市で大きな利便性をもったことは想像に難くないし、盟約運動に直接接続しなくとも理想的影響や発想上の示唆をこの運動に与えたことも容易に考えられるであろう。

## II

近年ウェーバーの都市論に対するドイツ中世都市史学会の関心は増しつつある。ウェーバーの都市論自体を取り上げた歴史家としては、オットー・ブルンナーが最初であろうが、彼の取り上げ方はややウェーバーの都市論に対する誤解を生む恐れがあった<sup>7)</sup>。したがって近年のウェーバーに関する著作でようやく本格的な議論がはじまったといっただよいであろう<sup>8)</sup>。同時にウェーバーに対する注目は、近年の都市史研究の動向と不可分に関連していることも確かである。たとえば都市の宣誓共同体の形成をヨーロッパ的な広がりの中で重視する K・シュルツや市民宣誓による自治の形成にそれまでの伝統的支配にはない新たな権力の淵源が成立したとする E・ピッツの議論<sup>9)</sup>、ウェーバーの再評価に関わったディルヒャーの浩瀚な法制史的観点に立った都市共同体論<sup>10)</sup>、ウェーバー都市論に影響を与えたギルケの「自由なアイヌング」論への関心の高まり、近代市民社会を研究課題として大がかりな共同研究における中世都市に対する評価、たとえば中世後期における都市自治の理論的把握に関する研究や 19 世紀自由主義思想への中世自治都市の理想的影響に関する研究、こうした流れが近年の中世都市に関する概説的書物（たとえばシュミーターの議論）に反映している<sup>11)</sup>。

このように近年の封建都市論に押されて、あまり主張されなくなった自治都市論が再び脚光を集めているのである。それではこの封建都市論と自治都市論という対立の構図の中で、ウェーバーの議論がどのような位置を占めているのかを最後に検討しておこう。

自治都市論と封建都市論の対立は次の二つの論点をめぐるものである。ひとつは都市が周辺世界とどのように関わっていたのかという点である。封建都市論では都市外の封

建勢力との親和的・依存的関係や国制における都市の従属的地位、都市の封建領主としての性格（集団領主制）、都市内における封建的な関係の残存などが指摘された。これに対して自治都市論では、封建社会の中での都市の自立性、都市相互の協力・同盟関係による都市の利益の増進、都市領主との対立関係と自治の進展、都市内部での民主化の進展、法的差異の除去への動きなどに焦点が当てられた。こうした対立の構図の中でウェーバーの議論がどのようなものであるかはすでに明らかであろう。ここではこれに関係するウェーバーの記述をそのまま引用しておこう。

「こうした理由から中世都市市民はあえてヘル（領主＝括弧内は筆者の補足 以下同じ）たちの（隷属民に対する）権利を破砕したが、これは西洋中世都市が成し遂げた革命的な変革であった。都市では身分的相違は消滅し、（中略）都市外の貴族に対して都市市民としての共通の身分的共通性を都市はもった。」（第2項1）

「団体への発展において、法形式的には市民のコルポラツィオン自体も、またその諸官庁も政治権力によって与えられた諸特権によって『正当なもの』として設定される。実際の経過も部分的にはこの法形式的な図式に照応しているが、しばしばしかも最も重要なケースにおいて全く別のかたち、法形式的には革命的篡奪のかちちがとられる。中世都市団体の成立には原始的成立と承継的成立とが区別できる。原始的成立の場合には、市民団体は、市民たちが「正当」権力（＝都市領主権）にかかわらず、またはそれに対立して政治的に団結したことの成果として成立した。正当権力による承認という法形式的には決定的な過程は、実際はその後から付け加わったのである。しかも事後承認も必ずしも常になされたわけではない。」（第2項6）

都市内の身分的差異の消滅による自由な市民身分の創出も、都市の団体への発展もほとんどが都市市民のイニシアチブのもとで行われ、重要な場合には「正当権力」と対立しつつ事実上勝ち取ったものであることをウェーバーは強調する。これに対して封建都市としての性格については当時も封建都市論が主張されていたにもかかわらず、ウェーバーの議論には取り上げられないのである。

次に自治都市論と封建都市論が対立するもう一つの論点として、都市の自由や自治が近代市民社会においてどのような役割をもっていたかという問題が提起しうる。封建都市論によれば都市の自由や自治の諸権利は、封建諸勢力が有した特権と同じものであり、したがって個別的には都市ごとのその内容には相違があった。したがって近代の普遍的な自由や権利とは異なる原理の上に立脚しており、貴族や教会・聖職者の特権が廃止されたように、各都市の個別の権利も剥奪されざるをえなかった。これに対して事実の問題としては自治都市論は封建都市論に異議を唱えることはできない。ただ近年の研究では19世紀における自由主義運動において中世以降都市がもっていた自由や自治が理念的

な影響を与えていたことが注目されている。ウェーバーもこれと類似した議論を展開した。まず古代都市と中世都市を比較して次のような指摘を行う。

「(中世でも古代でも都市は「コミュン=共同体」であった=筆者)にもかかわらず古代の都市の基礎の上には、近代資本主義も近代国家も成長しなかった。これに反して、中世における都市の発展は、……近代資本主義と近代国家の……成立のための最も決定的な一因子として無視しえない重要性をもっている。したがって両者の発展のあらゆる外面的類似性にもかかわらず、深刻な相違もあったことを確認する必要がある。」(第4項7)

ここから出発して古代の市民が土地と人の所有に立脚し、地代などの定期金収入で生活した人々であったのに対して、中世では企業家や手工業者が都市制度の担い手であったことに行き着くのである。もとより中世都市の商工業が近代資本主義の形成発展に直接結びついたとはいえないが、影響を及ぼす重要な因子であったとウェーバーは見なしている。また都市の自由と自治も近代市民社会に直結するものとは見なさないが、理念的に強い影響関係を想定していたのは間違いなく、これも近年の研究で具体的に明らかになりつつある。

## おわりに

本稿ではまずウェーバーの都市論を中世都市論を中心に紹介しつつ、これに向けられた批判や疑問をその都度提示し、コメントを付した。その結果、彼の議論には現在の研究状況から見ると、もはや支えられないような箇所が多く見出されるが、基本的な議論の方向性は現在なお有効である。また現在の研究にとっても顧みる必要のある点も見出せるという結論を得た。

次に彼の議論を、封建都市論と自治都市論という、近年の二つの対立する中世都市像のなかに位置づける作業を行った。結果は自治都市論の議論を先取りすると同時に、実際の事実経過よりもむしろ理念上・原理上の差異に着目して自治都市に高い評価を与えているのである。

筆者は都市史研究に取り組むようになった当初は、プラーニッツやピレンヌの自由都市論に対して、その意義を限定するような諸現象を対象に研究することが多かったが、近年ではこうした中世都市に花ひらいた普遍的原理の理念的系譜を追跡する作業により大きな関心を向けるようになった。

近年のドイツ都市史学界におけるウェーバー・ルネサンスともいえる傾向は、したがって私の研究関心にとっても大きな意味をもつものなのである。

## 注

- 1) ウェーバーの都市論は最初他の遺稿と切り離されて、雑誌に掲載された。M. Weber, Die Stadt. in: Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik 47 (1920/21). S. 621–772. なお「経済と社会」は次の版を用いた。M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft. 5. Aufl. besorgt von J. Winckelmann, Tübingen 1972. 都市論の項以下の区分は次注の「都市の類型学」の区分にしたがっている。
- 2) 邦訳では「都市の類型学」という表題で出版されている。(マックス・ウェーバー『都市の類型学』創文社 1964 年) 以下の邦訳はおもにこの訳本によっている。
- 3) Schreiner, K., Legitimität, Autonomie, Rationalisierung Drei Kategorien Max Webers zur Analyse mittelalterlicher Stadtgesellschaften -wissenschaftsgeschichtlicher Ballast oder unabgebotene Herausforderung? in: Meier, Christian (Hg.), Die Okzidentale Stadt nach Max Weber. Zum Problem der Zugehörigkeit in Antike und Mittelalter. München 1994. 161–211.
- 4) Dilcher, Gerhard, Max Webers »Stadt« und die historische Stadtforschung der Mediaevistik, in: Max Weber und die Stadt im Kulturvergleich, hrsg. von Hinnerk Bruhns und Wilfried Nippel, Göttingen, 2000. S. 119–143.
- 5) Schulz, Knut, 'Denn sie lieben die Freiheit so sehr...' Kommunale Aufstände und Entstehung des europäischen Bürgertums im Hochmittelalter. Darmstadt, 1992.
- 6) プラーニッツの初期の都市共同体成立論については、Planitz, Hans: Kaufmannsgild und städtische Eidgenossenschaft in niederfränkischen Städten im 11. und 12. Jahrhundert. ZRG Germ. Abt. 60 (1940) S. 1–116 (邦訳: 鯖田豊之訳「中世都市成立論——商人ギルドと都市宣誓共同体」改訳版 未来社 1995 年); Frühgeschichte der deutschen Stadt. ZRG Germ. Abt. 63 (1943) S. 1–91 参照。彼の都市論の集大成の概論的記述としては Planitz, Hans: Die Deutsche Stadt im Mittelalter — Von der Römerzeit bis zu den Zunftkämpfen. Graz, Köln 1954 がある。初期のプラーニッツの成立論に対する批判としては、例えば Ennen, Edith: Die Frühgeschichte der deutschen Stadt. 1953 参照。
- 7) ウェーバーの戦後ドイツ中世史学への影響については、あらためて議論する予定である。
- 8) Meier, Christian (Hg.), Die Okzidentale Stadt nach Max Weber. Zum Problem der Zugehörigkeit in Antike und Mittelalter. München 1994; Max Weber und die Stadt im Kulturvergleich, hrsg. von Hinnerk Bruhns und Wilfried Nippel, Göttingen, 2000; Oexle, Otto Gerhard, Max Weber und die okzidentale Stadt. in: Albrecht Cordes/Joachim Rückert/Reiner Schulze (Hg.), Stadt-Gemeinde-Genossenschaft. Festschrift für Gerhard Dilcher zum 70. Geburtstag. Berlin, 2003.
- 9) シュルツについては注 5 を参照。Pitz, E., Europäisches Städtewesen und Bürgertum. Von der Spätantike bis zum hohen Mittelalter. Darmstadt, 1991.
- 10) Dilcher, Gerhard, Die Rechtsgeschichte der Stadt, in: K. S. Bader / G. Dilcher, Deutsche Rechtsgeschichte. Land und Stadt -Bürger und Bauer im Alten Europa. Berlin/Heidelberg, 1999.
- 11) Schmieder, Felicitas, Die mittelalterliche Stadt. (Geschichte Kompakt), Darmstadt, 2005.